

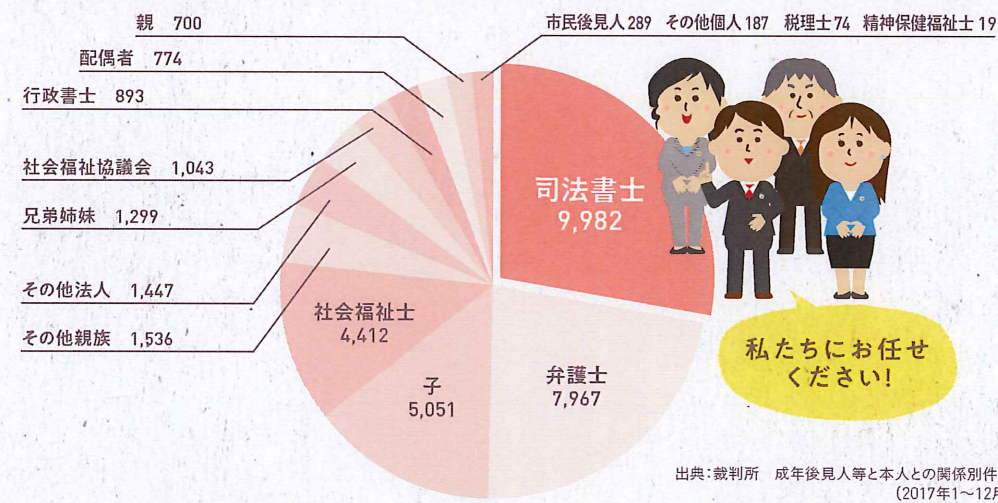
リーガルサポートとは？

「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守るよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

もっとも後見人に選ばれているのは司法書士です！



私たちに任せ
ください！

リーガルサポートの電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00～16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

毎週木曜
〈祝日は除く〉

13:00～16:00
〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. **06-6941-5351**
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

毎週火曜
〈祝日は除く〉

13:30～16:30
〈受付〉15:45まで

完全予約制

Tel. **06-6943-6099**
平日10:00～16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



司法書士とともに

成年後見

も考える

リーガルサポート
にゅーす

legal support news

任意
後見制度
について
vol.2



将来、どう支援
してもらったら
いいのかしら？

認知症に
なる前に

自分のコト、家のコト、お金のコト、
今のうちに考えませんか？

発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel.06-4790-5643

<http://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)

信頼できる人に後見人になってもらうには？ 「任意後見制度」の流れを解説！

「権利書や通帳を管理してほしい」、「生活費は毎月〇円でまかないたい」、
「病気になったらここに入院したい」

…そんな暮らしのサポートを、**ご自身の意思**で選んだ後見人に
あらかじめ依頼しておくのが「任意後見制度」です。

具体的な流れを解説します。

そも
そも

「任意後見制度」とは？…「成年後見制度」のひとつです。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

1
Flow

「任意後見人」を選び、 契約書の原案を作成

今後の生活を考え、後見人になってほしい支援者を自分の意思で選んで依頼。
将来的にどうしたいのかを後見人予定者と相談しながら、契約書の原案を作成します。



2
Flow

公証役場で 公正証書を作成

ご本人と後見人予定者が公証役場に行って、契約書の原案をもとに公正証書を作成してもらいます。

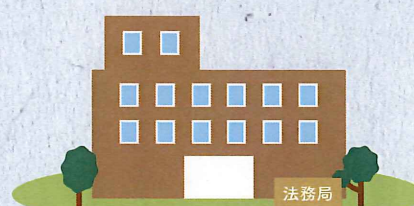
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

※その他、ご本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書を郵送する切手代など

3
Flow

法務局で登記

公正証書の内容が法務局に登記されます。



専門家に依頼する場合、
別途費用がかかります



物忘れが激しくなってきた…？
(認知症の進行・判断能力の低下)

4
Flow

「任意後見監督人」選任の申し立て

ご自身や四親等内の親族、後見人予定者などが、家庭裁判所に「任意後見監督人」（任意後見人の業務を監督する人）を選んでもらう申し立てを行います。



申立手数料	800円
登記手数料	1,400円

※その他、連絡用の郵送切手代、鑑定料

専門家に依頼する場合、
別途費用がかかります

5
Flow

任意後見契約の発効

家庭裁判所が必要性を判断して「任意後見監督人」を選び、審判内容が登記された時点から契約書の効力が発生。後見人が契約内容にもとづいたサポートを開始します。



詳しくは【リーガルサポートおおさか】のHPをご覧ください。

私たち
リーガルサポートに
お任せください！

判断能力が失われてからも希望通りに暮らせるよう、事前によく検討することが必要です。

リーガルサポート(裏表紙で紹介)にご相談いただければ、信頼できる後見人となる司法書士をご紹介。ご要望に沿った契約書づくりをサポートします。

